

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、車いすやベッドに拘束帯等で拘束する

実施月： 令和5年4月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
1	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D		
	取組状況	ベッドで過ごす際、激しく身体を上下左右に動かすことがある。その際に、導尿カテーテルが捻じれて、閉塞することがあった。適切な排泄管理を行いながら、ベッド拘束帯の使用を最小限にするために、就寝時以外は、車いすでの過ごしを優先している。本人の様子を細目に観察し、変化に留意していく。							ベッド就寝中、体を動かし、うつ伏せになることで、導尿カテーテルが閉塞することがある。ベッド拘束帯の使用を、就寝時に限定して対応している。日中は、できるだけ車いすで過ごすことを優先する。							ベッド抑制帯解除後、うつ伏せの姿勢になったり、体を跳ね上げる動きがあり、度々、カテーテルが閉塞する。排泄管理、衛生管理に配慮し、就寝中のみに限定して対応している。日中は、車いすで過ごすことを優先して、対応する。							ベッド抑制帯解除後、自らうつ伏せになっている。その際、導尿カテーテルが捻じれて閉塞している。これまでも泌尿器科疾患を繰り返しており、カテーテルの適正管理について医師から、「清潔に保ち閉塞させないように」との指導があった。今後の健康面に配慮しながら、行動制限解除の取組みを進める。										
2	拘束時間																																
	取組状況	必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。							必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。							必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。							必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。										
3	拘束時間																																
	取組状況	ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。4月のユニット会議と身体拘束判定会議にて、4月末での終了を確認した。							ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。							ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。							ベルトを外し、職員が見守りながら過ごしている。予定どおり4月末をもって、身体拘束を終了する。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
4	拘束時間						C																											
	取組状況	6日、車いすに乗っている状態で発作を起こし転倒した。本人が車いすから降りて過ごすことを拒否したため、職員が見守りできない時間はベルトを使用した。							ベルトを使用することなく、安全に過ごした。							ベルトを使用することなく、安全に過ごした。							ベルトを使用することなく、安全に過ごした。											
5	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	
	取組状況	見守り強化をすることで、日中の静養時は抑制帯を解除して休んでいる。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							4月9日、起床後に激しい体動を伴う発作があり、抑制帯を使用して6:45~9:17までベッドで静養していただいた。それ以外は見守り強化をすることで、日中の静養時は、抑制帯を解除して休んでいる。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							4月18日の昼に発作があり、抑制帯を使用して11:53~13:50までベッドで静養していただいた。それ以外は見守り強化をすることにより、日中の抑制帯を解除している。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							見守り強化をすることで、日中の静養時は、抑制帯を解除して休んでいる。発作についてのデータを検証し、身体拘束を行わずに安全を確保できないか、ということと併せて、引き続き、夜間帯の身体拘束解除に向けた検討を続けている。											

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける

実施月： 令和5年4月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	拘束時間	D	D	D	D	E	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	E	E	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C	E		
	取組状況	ミトン解除中、陰部を強く掻き壊し、少量の出血が確認された。これまでも同様の行為によって受傷を繰り返しており、怪我の潰瘍化の恐れがあるため、行動観察しながら自傷を防止し、ミトン使用の軽減に取組む。							ミトン解除中、下半身を強く掻き壊し、出血が確認された。日中、散歩をしたり、手にタオルを持つなど、意識的な活動を行っている。自傷に至らないよう配慮し、ミトン使用の軽減を図る。							ミトン解除中、自身の唾液が付着した状態の指を目に入れることを繰り返している。これまでも同様の行為により結膜炎を発症しており、右目は失明、左目は白内障が進行中であることから、さらに注意して見守りを行っていく。							ミトン解除中、腰にある治療中の傷を爪で掻き、少量の出血が確認された。これまでも受傷を繰り返しており、傷の悪化が懸念されるため、健康に配慮しながら治療を優先した対応を行う。									
2	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D		
	取組状況	ミトン解除中、両腕の上腕部を爪で強く掻き壊し、少量の出血が確認された。これまでも同様の行為によって受傷を繰り返しており、行動観察しながら自傷を防止し、ミトン使用の軽減に取組む。							ミトン解除中、鼻腔に指を入れ出血が確認された。同じような出血を繰り返しているため職員が見守りを行い、散歩や手遊びなどを取り入れながら、ミトンの解除に取組む。							ミトン解除中、右手親指を噛む、手首を掻き壊す受傷によって、少量の出血が確認された。繰り返し同じ場所を受傷しており、潰瘍化の可能性があるので、傷の悪化を防ぎ、内服薬、塗布薬等を使用している。症状の緩和を行いながら、解除の取組みを継続していく。							ミトン解除後、職員が傍を離れると右手首付近にある傷が気になる様子で瘡蓋を爪で掻いていた。現在治療中であり痒みが発生していることを考慮して痒み止めを塗布するが行動に変化は見られない。今後も行動に留意しながら、解除に取組む。									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	C	C	C	C	C	C	D	C	C	C	C	C	C	C	D	C	C	C	C	C	C	C	C		C	C	B				
3	取組状況	<p>「声を上げる等の落ち着かない様子」や「鎖骨や腕の傷を搔いて出血する自傷行為」が確認された。職員や他の利用者への粗暴行為（掴みかかり、指捻じり）が見られた際は一時的にミトンを使用して行動制限を実施した。「日中の散歩」または、「本人が好む音楽を提供」し、情緒の安定を図りながら、ミトンの解除・軽減に取り組む。</p>							<p>新年度に入り、寮内に異動してきた複数の職員が勤務したことも影響し、声上げ等、落ち着かない様子が見られた。引き続き、鎖骨や腕の受傷行為が確認された。職員や他の利用者への粗暴行為が見られた際は、一時的にミトンによる行動制限を実施している。</p>							<p>「声を上げる等の落ち着かない様子」や「鎖骨や腕の傷を搔いて出血する自傷行為」が確認された。職員や他の利用者への粗暴行為（掴みかかり、指捻じり）が見られた際は、一時的にミトンを使用して行動制限を実施した。「日中の散歩」または、「本人が好む音楽を提供」し、情緒の安定を図りながら、ミトンの解除・軽減に取り組む。</p>							<p>24日、28日～30日は落ち着いていたので、ミトンによる行動制限は実施していない。引き続き「日中の散歩」または、「本人が好む音楽を提供」し、情緒の安定を図りながら、ミトンの解除・軽減に取り組む。</p>									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する

実施月： 令和5年4月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日			
1	拘束時間												A																						
	取組状況	この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							強迫的に掲示物を剥がそうとするため、一時的に複数職員での制止を実施した。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。												
2	拘束時間																A								A										
	取組状況	この期間中は、拘束は未実施だった。「職員の関わり」「対応者を変える」など、切り替えを図り、不安定時でも拘束に至らず、過ごせた。							この期間中、ホールディングは実施していない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時でも、拘束に至るような状況には、ならなかった。							17日は、不安定状態になり、職員への粗暴が収まらなかった。安全確保を考え、ホールディングを実施した。							23日と29日は、不安定状態になり、職員への粗暴行為が収まらず、短時間の実施となった。												
3	拘束時間							A					A			A									A	A									
	取組状況	職員への突発的な粗暴が出た際に、粗暴行為が収まらず、ホールディングを実施した。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至らず、完結することも増えている。							職員への突発的な粗暴が出た際に、粗暴行為が収まらず、ホールディングを実施した。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至らず、完結することも増えている。							職員への突発的な粗暴が出た際に、粗暴行為が収まらず、ホールディングを実施した。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至らず、完結することも増えている。							職員への突発的な粗暴が出た際に、粗暴行為が収まらず、ホールディングを実施した。実施頻度は変化がないように見られるが、相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至らず、完結することも増えている。												

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日					
4	拘束時間																				A																
	取組状況	この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。								この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。								19日は、他の利用者と接触する距離まで顔を近づけ、職員が離そうとすると、職員を爪で引っ掻くなどの粗暴行為が止まらなかった。短時間でのホールディングを実施した。								24日は、職員の顔を叩く行為があった。複数の職員で対応したが、顔を叩く、噛みつくなどの粗暴行為が激しくなった。安全確保を考え、短時間でのホールディングを実施した。											
5	拘束時間																																				
	取組状況	この期間は、ホールディングは実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境の提供」など、安心できる生活環境の提供と、見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。								この期間は、ホールディングは実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境の提供」など、安心できる生活環境の提供と、見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。								この期間は、ホールディングは実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境の提供」など、安心できる生活環境の提供と、見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。								27日は、日中活動終了後に作業室の床のガムテープへのこだわりをきっかけに、「こだわり行動」が広がった。制止しようとした職員の顔を叩こうとしたので、居室誘導の間、ホールディングを実施した。											
6	拘束時間																																				
	取組状況	「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。								「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施していない。								「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。								「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。											

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
7	拘束時間			A		A								B								A	A			A	A					A		
	取組状況	寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室誘導の間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。							寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室誘導の間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。							寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室誘導の間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。							寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室誘導の間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。											
8	拘束時間	B												B						A	B													
	取組状況	他の利用者、職員への粗暴行為があった。居室へ戻るが、興奮状態が収まらず、噛みつき行為などが見られたので、ホールディングを実施した。顔色と体調を観察しつつ、1時間程度拘束と解除を繰り返した。							おやつ時間に、他の利用者への粗暴行為（噛みつき）があった。制止しようとする、余計に興奮状態となるため、横に寝た状態で上半身と下半身のホールディングを実施した。職員が声をかけ、本人が落ち着いたらとところで拘束を解除した。							他の利用者の私物を使用しようとしていたため、職員が声をかけ制止したところ、職員への粗暴行為（頭突き・噛みつき・掴みかかり）があった。顔色と体調の様子を観察しつつ、本人が落ち着くまで1時間程度、拘束と解除を繰り返した。							この期間、ホールディングの実施はなかった。											

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

実施月： 令和5年4月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
1	拘束時間																																	
	取組状況	この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、居室施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、居室施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠はしていない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、施錠に至るような状況とはならなかった。											
2	拘束時間																																	
	取組状況	粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至る状況にはならず、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は実施していない。							粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至る状況にはならず、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は実施していない。							粗暴に対するホールディングはあるが、「言葉のやりとり」によって切り替わり、施錠対応に至らずに、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は、実施していない。							粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至るような状況にはならず、不安定が解消されていた。この期間、居室施錠は実施しなかった。											
3	拘束時間																																	
	取組状況	3月末に居室ドアにサムターンキーを設置し、本人に使用方法を覚えてもらった。試行的に夜間の施錠対応を止めてみたところ、夜間についても施錠せずに過ごせるようになった。							この期間、居室施錠は実施していない。							この期間、居室施錠は実施していない。							この期間、居室施錠は実施していない。											

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
4	拘束時間		C		C			C									C			C	B				C	C				C	C		
	取組状況	<p>頭を叩く自傷行為を職員が制止しようとする、職員や近くの他の利用者への粗暴行為があった。複数職員で対応するも、本人の情緒安定につながらない状態が続いている。怪我の恐れがあるため、2日・4日・7日に居室施錠を実施した。</p>							<p>この期間の居室施錠は、未実施だった。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図ることで、身体拘束につながらない支援を行っている。</p>							<p>頭を叩く自傷行為を職員が制止しようとする、職員や近くの他の利用者への粗暴行為があった。複数職員で対応するも、本人の情緒安定につながらない状態が続いている。怪我の恐れがあるため、16日・19日・20日に居室施錠を実施した。</p>							<p>頭を叩く自傷行為を職員が制止しようとする、職員や近くの他の利用者への粗暴行為があった。複数職員で対応するも、本人の情緒安定につながらない状態が続いている。怪我の恐れがあるため、24日・25日・29日・30日に、居室施錠を実施した。</p>										
5	拘束時間																														B		
	取組状況	<p>この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境」など、安心できる生活環境の提供を行っている。そのような見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。</p>							<p>この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境」など、安心できる生活環境の提供を行っている。そのような見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。</p>							<p>この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員とのコミュニケーション」「落ち着いた環境」など、安心できる生活環境の提供を行っている。そのような見通しが持てる支援を行うことで、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。</p>							<p>27日は、日中活動終了後に、作業室の床のガムテープへのこだわりをきっかけに、「こだわり行動」が広がっていき、制止しようとした職員の顔を叩こうとした。居室誘導し、座って落ち着いてもらおうとしたが、表情が陰しくすぐ立ち上がり、職員へ掴みかかろうと向かってきたので、居室施錠を実施した。表情が落ち着いたところで、居室施錠を解除した。</p>										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
6	拘束時間	C	D	C	A	C	C	C	D	C	C	D	D	C	D	D	D	D	C	C	C	C	C	C	C	D	C	C		B	C		
	取組状況	「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。							「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。							「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。							「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けること、「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。										
7	拘束時間													B																			
	取組状況	取組みにより落ち着いており、この期間の居室施錠は、実施しなかった。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、13日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、18日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、28日・29日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。										
8	拘束時間	C	C	C	C	C	C	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
	取組状況	昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
9	拘束時間			C			B					A								A									B	A			
	取組状況	イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。							イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。							イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。							イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。										
10	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	
	取組状況	日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取組んでいる。食事中は、開錠している。							日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取組んでいる。食事中は、開錠している。							日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取組んでいる。食事中は、開錠している。							日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取組んでいる。食事中は、開錠している。										
11	拘束時間	D	D	D	C	D	D	D	D	E	D	E	D	D	E	D	C	C	D	C	C	C	D	C	D	E	C	C	C	C	D	D	
	取組状況	職員が対応できないときのみ、居室施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。							一時的に活動性が高くなった時に、対応が困難な場合は居室施錠しているが、できる限り、ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。							職員が対応できないときのみ、居室施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。							職員が対応できないときのみ、居室施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。										

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、自分で降りられないようにベッド柵（サイドレール）を使用する

実施月： 令和5年4月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	
1	取組状況	見守り強化をすることで、日中の静養時はベッド柵を撤去して休んでいる。 夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							9日、起床後に激しい体動を伴う発作があり、6:45～9:17まで、ベッド柵2点を使用し静養していただいた。それ以外の日中の静養時は、見守り強化をすることで、ベッド柵は使用せず休んでいる。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							18日の昼に発作があり、転落防止のために11:53～13:50まで、ベッド柵2点を使用し静養していただいた。それ以外は、見守り強化をすることにより、日中のベッド柵を撤去している。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							見守り強化をすることで、日中の静養時は、ベッド柵を使用せず休んでいる。 発作のデータを検証し、身体拘束を行わずに安全を確保出来ないか、ということと併せて、引き続き、夜間帯の身体拘束解除に向けた検討を続けている。										

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず行う、その他身体拘束に当たる行為（車いすテーブル等）

実施月： 令和5年4月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C	D	D	D	D	D	D	
1	取組状況	職員が見守り中、車いすベルトを解除することで、「ずり落ち」や「体を跳ね上げる」などの動きに、すぐに対応できるよう、配慮している。短時間の解除を重ねながら、軽減に取り組む。							車いすに座っている際、腰を前方にずらし、ずり落ちそうになる。それにより、カテーテルが引っ張られた状態となることがある。職員が見守り、ケガに配慮しながら、短時間の解除を重ねる。							車いす乗車中、本人が好む座り位置に体をずらすため、足を振り上げながら体を動かす。座面からずり落ちて、カテーテルが引っ張られ、抜管につながる可能性がある。そのため、職員見守りのうえ、転倒に配慮しながら、車いすベルトの解除に取り組む。							車いす使用中、体を下方に移動し、座位を保持できずに、車いすから落ちそうになる。導尿カテーテル抜管によるケガに、配慮している。職員が見守りを行いながら、車いすベルトの解除に取り組む。									